

令和2年9月30日

学部生の皆さんへ
大学院生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に係る10月以降の対応について

令和2年10月からの新型コロナウイルス感染症に係る感染対策については、下記により対応してください。

記

1. 授業について

オンライン授業、対面授業を適切に組み合わせ、感染症予防策を徹底した上で実施します。

2. 実習について

実習を控えている学生は、実習期間中の県外移動やアルバイト（直近2週間前から実習終了日まで）は禁止します。体調管理表は漏れのないよう記載し、実習担当教員に提出できるようにしておいてください。

大学が行動確認を行う場合があります。また、その結果によっては「実習を許可しない」ことがあります。

県外移動が必要な場合は、当該実習責任者の先生と相談してください。

3. 新しい生活様式を意識した生活

○入念な手洗いや咳エチケットはもとより、マスクの着用、人との間隔の確保、対面での会話や食事を避けるなど新しい生活様式を守る。

○3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）」に注意し、十分な感染対策が施されていない場所への出入り、特に、そういう場所でのアルバイトは自粛する。

○毎日検温し、体調管理表に記録する。発熱や風邪症状の場合は、外出や登校を控える。微熱等で休んだ時は体調管理表の記録で救済します。

4. 課外活動等

サークル活動等・学内におけるサークル活動は自粛とする。学外における合宿、遠征、親睦会、飲食イベントなどは禁止とする。

5. 海外渡航・県外移動について

1) 海外渡航について

海外渡航は原則禁止とする。海外渡航が不可欠な場合は、事前に担任や教務に相談する。
海外安全情報（外務省）を確認する。

2) 県外への移動について

・ 行政府や学校からの情報を確認の上、十分な配慮を行う。

6. 報告・連絡について

1) 県境を越える移動は、教務学生グループに「県外への移動届」(キャンパススクエア)を提出する。

2) 新型コロナウイルス感染や濃厚接触が疑われる場合は、大学の保健室に連絡するとともに最寄りの保健所に躊躇なく相談し、保健所の指示を遵守する。

<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-consultation-desk-001.html>

保健所からの指示内容を本学の大学事務局（教務学生グループ）に報告する。

7. その他

学生の状況を把握するため、適宜体調や生活に関する調査を行うことがある。また、「新たな新型コロナウイルス感染に対する授業・学生生活について（学生用）」の通知文に詳しいことを記載しているので確認してください。

以上

連絡先：教務学生グループ：	TEL:097-586-4303
保健室	： TEL:097-586-4314